

キャッチフレーズ

パワーアップ 2019 ～人と人との絆・協働の精神が築く災害に強いさがみはら～

局・区の運営の責任者

危機管理局長 古井 隆一
副危機管理監 鈴木 伸一

局・区の役割・目標

1. 危機に的確に対処し、市民の生命・財産を守ります。
地震や風水害などの自然災害、大規模な事件・事故などの事態に的確に対処し、市民の生命および財産を守るための取組を積極的に進めるとともに、市の組織全体の危機管理能力の向上を図ります。
2. 市民とともに地域防災力の向上を図ります。
自らが災害に対応できる防災力の向上に向けて、市民一人ひとりの防災意識の高揚や地域防災活動の支援などに取り組みます。

局・区経営の視点・方針

1. 「疑わしいときは対処せよ」、「最悪の事態を想定して対応せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」
この危機管理における初動対応の基本原則を常に意識し、対応します。
2. 市民の生命、財産を守る強い自覚と誇りを持ち、市民と連携して自助・共助・公助による災害対応体制の一層の強化を図ります。
3. 市民が安全・安心を実感できるように、スピード感を持って防災・減災対策に取り組みます。
4. 大規模災害を想定した広域的な支援・受援体制を確立します。

現状と課題

No.	現 状	課 題
1	様々な災害への予防策や対応策について市民の不安の解消が求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に関連する法改正など、国の動向等を踏まえた防災関連計画の更なる修正を図る必要がある。 ・計画に基づく防災対策の充実、強化及び周知を進める必要がある。
2	多様化・複雑化する危機事態に的確に対処することが求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応や情報連絡体制など、防災関連機関との連携を図る必要がある。 ・危機の状況に応じた職員の配備体制の仕組みづくりや躊躇のない避難勧告の発令など、危機管理体制の更なる強化に取り組む必要がある。
3	災害に対し、「安全で安心して暮らせる社会」の実現に向け、「自助」・「共助」・「公助」の取組をより一層支援していくことが求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが、「自助」・「共助」の考え方に基づき、自発的な災害に対する備えや災害時に適切な行動がとれるように、防災意識の高揚を促す必要がある。 ・地区防災計画に基づく訓練などの防災活動に積極的な参加を促進するとともに、様々な危機に対する啓発や地域の実践的な防災活動の支援に取り組む必要がある。
4	地震・台風などによる災害やテロ、重篤な感染症などの危機が発生した場合に、確実かつ迅速な情報収集・情報伝達を行うことが求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた通信技術や情報サービスなど、効果的なシステムを活用し、市民が必要とする緊急情報の発信手段について、多重化・多様化を推進する必要がある。 ・初動体制の早期確立と迅速な災害情報の収集に不可欠な通信手段の充実・強化を図る必要がある。
5	九都県市、指定都市市長会などとの広域連携の枠組みをいかに活かすかが求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・九都県市や指定都市市長会などの様々な枠組みが大規模災害時に有効に活用できるよう、各機関と連携する必要がある。 ・より実践的な訓練を実施するなど、実効性がある広域的支援・受援体制を充実させる必要がある。

前年度重点目標の評価

No.	事務事業名	指標・目標	実績・評価等
	事務事業の概要		
1. 危機に的確に対処し、市民の生命・財産を守ります。			
1	防災・危機管理関連計画及び体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・車中泊避難者への対応について、熊本地震の教訓や健康被害にかかる医学的知見を踏まえて、地域防災計画の見直しを行う。 ・昨年度に引き続き、災害受援計画の見直しを行い、受援対象業務の選定基準を明確化し、再選定を行う。 ・国民保護計画については、国の動向を踏まえ、必要な検討を行う。 ・避難所担当職員等の配備体制要員のあり方について検討する。 	<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車中泊避難に対する実態調査として市民等にアンケートを実施し、災害時に車中泊を選択する市民等が一定数いることが判明した。 ・災害受援計画を平成31年3月に大幅改訂した。 ・小中学校の副校長等を避難所運営調整担当に位置づけた。
	大規模災害の教訓、国や県の動向及び他自治体の先進的な取組を踏まえ、防災・危機管理に関連する計画や体制の見直しを図る。		<p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の見直しには至らなかったが、アンケートを実施したことにより、専門部会の立ち上げにつながった。 ・災害受援計画の改訂により、新たにプッシュ型の物的支援に対応するとともに、受援想定業務の選定基準の明確化、活動拠点のリスト化により実践的な計画となった。 ・避難所開設の体制強化を図ることができたが、配備体制要員のあり方について、具体的な見直しが進まなかった。
2	指定都市市長会行動計画における応援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画適用前の情報収集体制及び計画適用決定後の先遣隊の派遣体制などの応援体制を整備する。 ・指定都市市長会行動計画図上訓練を実施し、行動計画適用の手続や連携体制について検証を行う。 	<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先遣隊等派遣要領を策定した。 ・図上訓練は、令和元年度に実施が繰り延べられた。
	指定都市市長会行動計画の幹事市として、現地対策本部の設置や対口支援先の決定を行うことから、円滑な計画の実施のために必要な応援体制を整備する。		<p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西日本豪雨では、要領に基づいた対応を行うことができた。
3	要配慮者利用施設の防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・該当施設への趣旨説明を行い、避難確保計画の作成を促進する。 ・避難確保計画の確認と指示及び訓練実施報告の受付を行う。 ・災害時には、洪水及び土砂災害に関する情報を該当施設へ提供する。 	<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設に対して説明会の開催や市ホームページにより、制度の周知・促進と災害時を想定した情報伝達訓練を行った。
	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に存在する要配慮者利用施設を地域防災計画に定め、該当施設の防災力強化に向けた取組を促進する。		<p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の提出率は7割を超えたが、未提出施設に対して、今後とも周知・促進を図る必要がある。
4	総合防災訓練をはじめとする各種訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害に備えた災害応急対策を想定した総合防災訓練を実施する。 ・地域や災害の特性に応じた、孤立対策推進地区訓練や土砂災害対策訓練、水害対策訓練などを実施する。 ・オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、警察・消防等の関係機関と連携を強化するとともに、テロ等の事象を想定した国民保護図上訓練を実施する。 	<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市総合防災訓練を実施した。 ・孤立対策推進地区訓練及び土砂災害対策訓練を実施した。要配慮者施設の担当者による水害対策図上訓練を実施した。 ・テロ対応図上訓練を実施した。
	総合防災訓練や孤立対策推進地区訓練、土砂災害対策訓練などの訓練を実施する。また、本市で想定されるテロ等をはじめとする様々な危機事象に備え、体制の強化を図る。		<p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練の実施を通して、防災関係機関との連携強化が図られるとともに、参加者をはじめ市民の防災意識が向上した。
5	災害対応等に係る情報システムと市民への情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害や武力攻撃に備えて、確実な情報の収集及び発信のためのシステムを整備する。 ・災害情報を迅速に伝達するひばり放送の子局の増設や他の伝達手段の積極的な周知をするとともに、新たな情報伝達手段の研究を進める。 	<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国瞬時警報システム（Jアラート）を新型受信機へ更新した。また、震度情報システムの機器更新を行うとともに、緊急地震速報の新たな震度予測手法（PLUM法）に対応するシステム改修を行った。 ・ひばり放送の子局を1基増設したほか、さまざまな機会を通して他の伝達手段の周知を行った。また、株式会社ジェイコムイースト相模原・大和局と協定を結び、J:COMの緊急地震速報サービス端末でひばり放送の音声を受信可能とした。
	大規模災害等に備えて、情報システムの充実を図る。 市民へ迅速かつ的確に災害情報を提供するため、情報伝達手段の整備と市民へ情報取得方法の周知を図る。		<p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器更新やシステム改修により、情報収集及び発信能力の向上を図ることができた。 ・子局増設や伝達手段のさらなる多重化により、市民が防災情報を取得する機会を広げたとともに、情報取得方法の積極的な周知により、市民の情報取得の確実性を高めることができた。

No.	事務事業名	指標・目標	実績・評価等
	事務事業の概要		
2. 市民とともに、地域防災力の向上を図ります。			
1	自主防災組織の支援及び資機材等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画に基づいた防災訓練等の実施を促進する。 ・自主防災組織の活動を支援し、必要な資機材を配備する。 ・災害時における想定避難者数の3日分の食料や避難生活に必要な生活用品等を備蓄する。 	実績
	自助・共助による自発的な防災活動を促進するとともに、災害時に必要となる資機材等の整備を行う。		評価
2	さがみはら防災マスター制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・防災スクールを開校し、新たな防災マスターを育成する。 ・スキルアップ研修を実施し、防災マスターの知識と能力の向上を図る。 ・防災マスターを地域に派遣し、防災知識の普及啓発を図る。 	実績
	さがみはら防災マスターを育成し、マスターの活動を通して、市民の防災意識の普及啓発を図る。		評価

No.	事務事業名		指標・目標
	事務事業の概要		目標達成により得られる成果
1. 危機に的確に対処し、市民の生命・財産を守ります。			
1		防災・危機管理関連計画及び体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画の策定 ・業務継続計画（地震編）の見直し ・その他、必要に応じて危機管理に関連する計画及び体制を見直す
		大規模災害の教訓、国や県の動向及び他自治体の先進的な取組を踏まえ、防災・危機管理に関連する計画や体制の見直しを図る。	
2	新	洪水浸水想定区域における警戒避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域の見直しに伴う避難場所の見直し ・洪水ハザードマップの作成及び該当地域の周辺住民や事業所等への配布・周知
		水防法の改正による県の洪水浸水想定区域の見直しに伴い、該当地域の住民や事業所へ周知を図る。	
3		要配慮者利用施設の防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・新規対象施設への制度周知 ・避難確保計画の未提出施設への指導
		浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に存在する要配慮者利用施設を地域防災計画に定め、該当施設の防災力強化に向けた取組を促進する。	
4		総合防災訓練をはじめとする各種訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害に備えた災害応急対策を想定した総合防災訓練の実施 ・地域や災害の特性に応じた、孤立対策推進地区訓練や風水害対策訓練などの実施 ・オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えた警察・消防等の関係機関との連携強化と、テロ等の事象を想定したテロ対応実動訓練の実施
		総合防災訓練や孤立対策推進地区訓練、風水害対策訓練などの訓練を実施する。 また、本市で想定されるテロ等をはじめとする様々な危機事象に備え、体制の強化を図る。	
5		災害対応等に係る市民への情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ的確な情報提供に向けた情報伝達手段の整備 ・市民への情報取得方法の積極的な周知
		市民へ迅速かつ的確に災害情報を提供するため、情報伝達手段の整備と市民へ情報取得方法の周知を図る。	
2. 市民とともに、地域防災力の向上を図ります。			
1		自主防災組織の支援及び資機材等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画に基づいた防災訓練等の実施の促進 ・自主防災組織への活動支援及び資機材の配備 ・災害時における想定避難者数の3日分の食料や避難生活に必要な生活用品等の備蓄
		自助・共助による自発的な防災活動を促進するとともに、災害時に必要となる資機材等の整備を行う。	
2		市民の防災意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マイスターのフォローアップ研修・スキルアップ研修の実施 ・防災マイスターの地域への派遣 ・防災ガイドブックの多言語版の作成
		防災マイスター制度を充実させ、市民の防災知識の普及啓発を図る。 また、外国人市民等が防災に関する知識を得るための情報伝達媒体を整備する。	

No.	主な取組	部名/課名	内容	事業費(千円)	総合戦略 設定事業
1. 危機に的確に対処し、市民の生命・財産を守ります。					
1	防災・危機管理関連計画の見直し	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 6 月に国が策定した「国土強靱化基本計画」に基づき、災害が発生した場合に致命的な影響が出ると考えられる最悪な事態を想定し、国土強靱化地域計画を策定する。 災害受援計画や災害対策本部要綱との整合性を図るとともに、資機材等についてリスト化するなどの整理を行うため、業務継続計画（地震編）の見直しを行う。 	976	
2	防災・危機管理体制の充実	緊急対策課	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における避難所の迅速な開設と、避難所運営における職員交代の仕組みを確立するために、配備体制要員のあり方について検討を行う。 被災市区町村応援職員確保システムの改正に伴い、災害マネジメント総括支援員の増員と災害マネジメント支援員の新規指定を行う。 2020 オリンピック・パラリンピック大会に向け、関係機関との連携強化を図るとともに、庁内における情報連絡体制の整備を行う。 		
3	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の指定に係る対応	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に存在する要配慮者利用施設及び条例に定める大規模工場等に対し、洪水、土砂災害への対応強化を促進する。 洪水ハザードマップを作成し、対象地域の周辺住民や事業所等へ配布し、周知を図る。 	8,280	
4	要配慮者利用施設への制度周知	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 新規に指定された施設に対して、説明会等による制度周知を行う。 避難確保計画の未提出施設に対して指導を行う。 新規に対象となる施設を地域防災計画に定める。 		
5	災害や事件・事故に備えた訓練の実施	緊急対策課	<ul style="list-style-type: none"> 市民の防災意識の高揚、防災関係機関等との連携強化を図るため、市民、防災関係機関等が一体となった実践的な総合防災訓練を実施する。 地域や災害特性に応じた孤立対策推進地区訓練や風水害対策訓練を実施する。 大規模災害発生時における枠組みや計画等の検証を行うため、九都県市合同で図上訓練を実施する。 	6,537	
6	災害対応等に係る市民への情報提供の充実	緊急対策課	<ul style="list-style-type: none"> ひばり放送が聞き取りにくい地区において、機器調整を図るとともに、必要に応じて子局を増設する。 国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえ、ひばり放送の伝達文を改定する。 情報伝達のさらなる確実性向上のため、新たな情報伝達手段について研究する。 防災メールなど、ひばり放送以外の情報伝達手段について、市民へ積極的に周知する。 	5,790	
2. 市民とともに、地域防災力の向上を図ります。					
1	自主防災組織等の活動支援	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の訓練を支援するため、必要な資機材を整備する。 自主防災組織の編成時に必要な資機材を配布する。 防災専門員の活動に必要な消耗品を配布する。 	5,114	
2	避難所等における防災資機材の整備	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における想定避難者数の 3 日分の食料や避難生活に必要な生活用品等を備蓄する。 	18,001	
3	市民の防災意識の普及啓発	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> フォローアップ研修やスキルアップ研修を実施し、防災マイスターの知識と能力の向上を図る。 防災マイスターを地域に派遣し、市民の防災知識の普及啓発を図る。 防災ガイドブックの多言語版を作成し、市ホームページにより周知する。 	824	